

岩手県告示第13号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
農業普及 技術課	新規就農総合対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわてニューファーマー支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>及び</u> 堆肥利活用環境整備事業費補助	農業普及 技術課	新規就農総合対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわてニューファーマー支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、 <u>堆肥利活用環境整備事業費補助及び肥料価格高騰緊急対策費補助</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			